

大環境事第 号
令和4年 月 日

大阪市路上喫煙対策委員会
委員長 青木 佳史 様

大阪市長 松井 一郎

「市内全域における路上喫煙禁止」にかかる考え方について（諮問）

標題について、大阪市路上喫煙の防止に関する条例第5条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

(諮問理由)

市内全域における路上喫煙禁止にかかる考え方について

1. 市内全域における路上喫煙禁止について

大阪市では、路上喫煙対策事業を市政の重点施策と位置づけ、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的として、健康、防火、防災、まちの美化の観点から、「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を平成 19 年に制定しました。

同条例に基づき、「大阪市路上喫煙対策委員会」のご審議をいただき、これまで 6 か所の「路上喫煙禁止地区」（以下「禁止地区」という。）を指定し、地区内における違反者に対して、1,000 円の過料を科しています。

一方、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）の改正や大阪府子どもの受動喫煙防止条例（平成 30 年大阪府条例第 101 号）及び大阪府受動喫煙防止条例（平成 31 年大阪府条例第 4 号）の制定など、喫煙をめぐる社会状況は大きく変化しており、本市は 2025 年の大阪・関西万博の開催都市として、SDGs の達成に向けて、受動喫煙の問題も含めて路上喫煙対策をより一層進めるため、令和 7 年 1 月を目途に路上喫煙の全市域禁止に向けて取り組むこととしています。

これまで本市では、路上喫煙の問題は基本的にマナーやモラルの問題であり、禁止地区における規制が、全市的に路上喫煙の抑止や良好な喫煙マナーの P R 効果をもたらすものと考えて取り組んでまいりましたが、市内全域を路上喫煙禁止にすることは、これまで禁止地区を指定して進めてきた路上喫煙対策の大きな転機となります。過料徴収など罰則を伴う規制は、喫煙する自由を一定制限することとなりますので、喫煙者に対する配慮も含めた環境の整備、路上喫煙による受動喫煙等の被害の未然防止といった観点や抑止効果といった要素も勘案して総合的に進めていく必要があると考えており、市内全域における路上喫煙禁止についてご審議をお願いするものです。

2. 喫煙所について

これまで本市では、禁止地区の指定にあたって、貴委員会の答申を踏まえ、「マナーを守った喫煙」のための場所の確保（提供）も必要であるとの考えのもと、喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがないことを前提とし、禁止地区のもつ啓発・P R 効果を高めることを期待して、喫煙所（喫煙設備）を設けてきました。

市内全域における路上喫煙禁止の実効性の確保については、喫煙される方々のご理解とご協力にかかっていることから、喫煙者と非喫煙者が共存できる分煙環境の整備が重要な課題であり、喫煙場所の確保、喫煙所の設置の必要性を認識しているところです。

そのため、全市域での路上喫煙を禁止するにあたり、喫煙所の整備のあり方につきまして、

ご審議をお願いするものです。

3. 過料徴収及び啓発指導体制について

現在の禁止地区においては、路上喫煙防止指導員が巡回し、啓発活動や条例違反者に対する過料徴収を行っており、全市域を禁止地区に拡大した場合も、同様の対応が必要と考えています。

現在、啓発指導体制の運用にあたっては、本市の財政状況や費用対効果も勘案しながら、他の活動等とも連携し、経費の削減と、より高い啓発効果が得られるよう努めているところですが、全市域を禁止地区に拡大した場合には、大幅な体制の強化充実が必要と考えているところです。

そのため、効果的な過料徴収、啓発指導体制についてご審議をお願いするものです。

4 「たばこ市民マナー向上エリア制度」の充実について

本市では、平成20年から、全国に先駆けて「たばこ市民マナー向上エリア制度」を設け、市民のマナー意識を高め、安心、安全で快適なまちづくりを進める観点から、地域住民の方々や事業者の団体が主体となり、本市と協力して、のぼりの設置や啓発リーフレット、ティッシュ等の配布、啓発ポスターの掲示等を行い、路上喫煙防止に向けた普及啓発活動に取り組んでいただいています。令和4年6月末の時点で、70団体に活動していただいているところです。

本市としては、令和7年1月を目途に、路上喫煙の全市域禁止に向けて取り組むにあたり、たばこ市民マナー向上エリア団体の活動を充実させることが重要な課題であると認識しており、ご審議をお願いするものです。

5. その他路上喫煙の防止に関することについて

「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」第8条第2項において、「路上喫煙の防止の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議するとともに、市長に意見を述べることができる」との規定を設けています。

具体的には、「効果的な啓発表示方法」、「加熱式たばこの取り扱い」などがあると考えており、このような事項について、今後の施策の参考とさせていただくため、併せてご審議をお願いするものです。